

3北業第53号-3  
令和4年2月15日

札幌市清田区平岡2条4丁目3番5号  
ニューライフ警備保障株式会社  
代表取締役 安田 照寿 殿

北海道森林管理局長  
猪島 康浩

指名停止措置に係る再苦情申立て（回答）

令和4年1月17日付けで貴社から申立てのあった再苦情について、「入札等監視委員会の設置及び運営について（平成6年5月31日6経第930号）」に基づき、北海道森林管理局入札等監視委員会に審議を依頼したところ、この程、当職あてに意見書（別添参照）の報告がありました。意見書にも記載されているように、当局における指名停止措置は妥当とされており、この度の再苦情申立てについては、棄却することといたします。

【担当：業務調整課監査官 TEL 011-622-5229】



令和4年2月10日

北海道森林管理局長 殿

北海道森林管理局入札等監視委員会  
委員長 増谷 康博

再苦情申立てについて（意見書）

令和4年1月28日付け3北業第53号-1をもって審議依頼のあった令和4年1月17日付けでニューライフ警備保障から提出された再苦情申立について、当委員会として別紙のとおり意見書を作成しましたので報告します。



## 意見書

### 第1 結論

令和4年1月17日付けでニューライフ警備保障（以下「申立人」という。）から提出された再苦情申立については、これを棄却することが相当である。

### 第2 申立人の主張

#### （1）不服のある事項

- ① 指名停止処分の取消しを求める。
- ② 指名停止処分の期間の短縮を求める。

#### （2）主張の根拠となる事項

- ① 指名停止5か月という処分は、行政事件訴訟法3条2項に定める「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に該当する。
- ② 指名停止処分は、行政手続法における不利益処分にあたり、聴聞手続きが必要。しかし、聴聞手続きや事実確認、調査等を行うことなく処分を通知しており違法（行政手続法の原則に反する）。
- ③ 北海道大学の調査・措置を鵜呑みにして処分を判断する課程は不適正。処分は理由がない。
- ④ 指名停止期間5ヶ月という処分は、他に類をみない長期にわたる措置であり、処分により申立人の企業活動に多大な障害が生じている社会的影響を鑑みれば重きに過ぎる。

### 第3 当委員会の判断理由

当委員会は前項第2の（2）の主張の根拠となる事項について審議を行った結果、北海道森林管理局が行った指名停止措置について、過去の裁判例等から本処分については「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当せず「行政処分」にはあたらないと判断。よって、聴聞手続き等は必要がない。

また、本処分については北海道森林管理局が関係通知等に基づいて行ったものであり、当該指名停止措置については妥当と判断する。